

千葉市公告第725号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年9月25日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 修繕名 千葉市斎場消防設備修繕
- (2) 修繕概要 仕様書のとおり
- (3) 修繕期間 契約締結日の翌日から300日
- (4) 修繕場所 千葉市緑区平山町1762番地2 千葉市斎場

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) ア 令和8・9年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、所在地区区分が市内かつ業種が建築一式に該当する者
 - イ 令和3年度から令和7年度までに同種業務（建築一式）の履行実績があること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

電話 043-245-5213

電子メール seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に必要事項を記入の上、本市が必要とする書類を添付して提出すること。

(1) 配布場所等

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内「建設工事」のリンク
(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/koji/index.html>)の当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出期間 公告日から令和8年10月2日（金）まで

(3) 提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約時事務担当課への持参又は郵送によること。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時00分から午後4時00分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、契約事務担当課宛てに令和8年10月2日（金）までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を令和8年10月9日（金）までに電子メールで通知する（原本は後日郵送する）。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和8年10月2日（金）午後4時00分までに、前記4（1）の当事業の箇所よりダウンロードすること。

6 質問書の配布及び提出

公告日から令和8年10月2日（金）午後4時00分までに前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出のこと。提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

7 入札説明書の交付

公告の日から令和8年10月2日（金）午後5時00分までに、前記4（1）の当事業の箇所からダウンロードすること。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和8年10月15日（木）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所L会議室501（高層棟5階）

（場所、日時等を変更する場合は別途通知する。）

(3) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）及び（2）の入札・開札の日時及び場所に出席して、入札書に商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きして、前記3の契約事務担当課宛とし、入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたって

は、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（5）入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 入札参加資格確認結果通知書（写し）

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

（6）入札保証金

要。（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第1項に該当する場合は、免除とする。）

（7）最低制限価格

予定価格の消費税及び地方消費税を除いた額に3分の2を乗じて得た額（千円未満切上）

（8）落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

（9）無効となる入札

千葉市契約規則第16条に該当する入札

8 その他

（1）契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

（2）契約書作成の要否 要

（3）支払条件 部分払い有り、残金は完了検査合格後完了払い。

（4）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。